

個別審査項目と審査基準等

建設工事の種類ごとに資格総合評点を算出し格付けを行います。

資格総合評点の算出方法は、次のとおりです。なお、主観点数の加点対象者は、須坂市内に本店を有する建設業者とし、主観点数の合計点数は、経営事項審査の総合評定値の25%を上限として加点します。

$$\text{資格総合評点} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

(経営事項審査の総合評定値) (須坂市内本店業者のみ)

須坂市県個別審査項目の審査基準及び提出書類は下表のとおりです。

須坂市の個別審査項目及び提出資料等（建設工事）

項目			
項目		加点内容	提出書類
技術力	工事成績	資格審査基準日の直前2年間の工事ごとの工事成績の判定（須坂市発注工事が対象） A判定：10点 B判定：5点 C判定：0点 D判定：－5点 E判定：－10点	不要（須坂市資料と照合）
	災害復旧協定	資格審査基準日において須坂市と次に掲げる災害復旧協定を締結している場合（重複加点はしない） ア 災害時における復旧協力に関する協定（須坂市建設業協会の会員であること）：10点加点 イ 災害その他緊急時における出動協力に関する協定（須坂市水道工事協同組合の組合員であること）：10点加点 ウ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定（長野県電気工事業工業組合須高地区の組合員であること）：10点加点	不要（須坂市資料と照合）
地域貢献	除雪業務・排雪業務	資格審査基準日の直前2年間に於いて須坂市と除雪業務及び排雪業務の委託契約を締結している場合 ア 道路除雪業務委託契約（自社保有機機械・リース機械使用）の場合：1年間に付き20点加点 イ 道路除雪業務委託契約（須坂市からの貸与機械を使用）の場合：1年間に付き10点加点 ウ 排雪業務委託契約の場合：1年間に付き5点加点	不要（須坂市資料と照合）
	休業制度	資格審査基準日において次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定かつ育児・介護休業法に規定する休暇等制度が就業規則に規定している場合：10点加点	①労働局に受領された一般事業主行動計画策定届出の写し ②上記一般事業主行動計画書の写し ③就業規則の写し
雇用環境		資格審査基準日の直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得している社員がいる場合：5点加点 ※取得者に男性を含む場合、人数にかかわらず更に5	育児・介護休業給付金関連書類の写し

項目		
項目	加点内容	提出書類
	点加点	
キャリアアップ	基準日において建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合：事業者登録で10点、技能労働者のうち登録されている技能労働者割合により、更に次のとおり加点：10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点	①事業者登録の確認ができる書類 ②技能者一覧表【様式1-4】
ワーク・ライフ・バランス	資格審査基準日（又は申請日）において「社員の子育て応援宣言」の登録をしている場合：3点加点 ※登録企業であって資格審査基準日（又は申請日）において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている場合加点【1コースにつき5点（最大15点）】	登録証・認証書の写し
労働安全衛生	資格審査基準日において労働安全衛生マネジメント（ISO45001）又は労働安全衛生マネジメントシステム〔COHSMS（NEW COHSMS、Compact COHSMS）〕を認証取得している場合：15点加点	認証の写し
	資格審査基準日の属する年度の前年度において労働災害防止団体法第8条に規定する労働災害防止団体での活動をしている場合：5点加点	活動証明書の写し
若年者雇用	資格審査基準日の直前4年間に新規卒業者（卒業後3年以内で、就業経験の有無は問わない）を採用している場合：5点加点 ※採用した社員に技術者（資格・経験の有無は問わない）がいる場合、更に10点加点	①卒業証書の写し ②採用した社員が技術職員として雇用していることが確認できる書類の写し（社員名簿等の写し）
女性活躍	資格審査基準日において法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者を社員雇用している場合：5点加点	①女性技術者職員調書【様式1-2】 ②資格者証の写し
障がい者雇用	ア 資格審査基準日の直前の6月1日において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定に基づき、障がい者の雇用義務を有する建設業者が、当該雇用すべき障がい者数以上を雇用している場合：10点加点	①公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書の写し ②雇用証明 ③身障者手帳等の写し
	イ ア以外の建設業者が、資格審査基準日において障がい者を雇用している場合：10点加点	①障害者雇用状況調書【様式1-3】 ②雇用証明 ③身障者手帳等の写し
雇用維持・安定雇用	基準日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合：技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により、50%以上80%未満で6点、80%以上で10点 ※「月給制」の定義には、給与の月額が定められており、欠勤・遅刻・早退をした場合に、その分の基本給又は手当が差し引かれるいわゆる「日給月給制」「月給日給制」は該当しない。	①労働基準監督署の受付印が押された就業規則 ②技能者一覧表【様式1-4】

項目		
項目	加点内容	提出書類
週休二日等 休日制度	資格審査基準日（又は申請日）において週休2日等の休業制度が就業規則に規定している場合 ア 4週5休（又は年間休日82～93日）の休業制度が規定されている場合：3点加点 イ 4週6休（又は年間休日94～119日）の休業制度が規定されている場合：5点加点 ウ 4週8休（又は年間休日120日以上）の休業制度が規定されている場合：10点加点	就業規則の写し 就業規則で具体的な日を定めていない場合は休日カレンダーなど休日数が確認できるもの
社会的責任・貢献	環境配慮	資格審査基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合（策定義務者は加対象外）：10点
		資格審査基準日において、ISO14001、エコアクション21のいずれかの認定登録を受けている：7点
	産業廃棄物	資格審査基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合（排出事業者《建設業》）：10点
	SDGs	申請日における長野県SDGs推進企業登録制度に登録：10点
	防災	資格審査基準日において消防団協力事業所表示制度を実施している場合：10点加点 ※実施企業であって、資格審査基準日（又は申請日）において長野県消防団協力事業所知事表彰を受賞している場合、更に5点加点
	協力雇用主	資格審査基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合：3点
	入札参加停止	資格審査基準日の直前2年間に於いて須坂市の指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていた場合：当該指名停止月数に－5点を乗じて得た点数（最大－15点）
		不要（須坂市資料と照合）